

ショートステイきぼう 料金表

【介護保険給付の対象】

1. 基本料金

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額をお支払いください。

(1) 基本料金 1日あたり（2割負担額）《3割負担額》

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,230円	6,490円	6,960円	7,640円	8,380円	9,080円	9,760円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,707円 (4,184円) 《3,661円》	5,841円 (5,192円) 《4,543円》	6,264円 (5,568円) 《4,872円》	6,876円 (6,112円) 《5,348円》	7,542円 (6,704円) 《5,866円》	8,172円 (7,264円) 《6,356円》	8,784円 (7,808円) 《6,832円》
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	523円 (1,046円) 《1,569円》	649円 (1,298円) 《1,947円》	696円 (1,392円) 《2,088円》	764円 (1,528円) 《2,292円》	838円 (1,676円) 《2,514円》	908円 (1,816円) 《2,724円》	976円 (1,952円) 《2,928円》

(2) 加算料金（2割負担額）《3割負担額》

加算内容	利用料金	自己負担分	備考
療養食加算（該当者のみ）	80円	8円 (16円) 《24円》	1食あたり
送迎加算（片道）	1,840円	184円 (368円) 《552円》	1日あたり
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円	22円 (44円) 《66円》	1日あたり
夜勤職員配置加算（Ⅱ） （介護予防を除く）	180円	18円 (36円) 《54円》	1日あたり
緊急時受入加算	900円	90円 (180円) 《270円》	1日あたり 当該緊急利用者のみ (14日を限度)
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に8.3%を乗じた単位数		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に2.3%を乗じた単位数		

介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

【介護保険の給付の対象外】

1. 食費

食費のうち、ご契約者の方にご負担いただくものは、食費で、ご利用料金は、ご契約者の方の市町村民税のご負担状況等によりご負担額は次のようになります。

ご負担限度額 () 内は月額概算				
第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②	第四段階
300 円 (0.9 万円)	600 円(1.8 万円)	1,000 円(3.0 万円)	1,300 円(3.9 万円)	1,445 円(4.2 万円)

※食事代は1日3食を含めての計算です。【内訳：朝食 395 円、昼食 580 円、夕食 470 円】

2. 滞在費

当施設は、全室「ユニット型個室」で、ご負担いただく滞在費の内訳は居室料及び水道光熱費です。ご利用料金は、ご契約者の方の市町村民税のご負担状況等によりご負担額は次のようになります。

ご負担限度額 () 内は月額概算			
第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
820 円 (2.5 万円)	820 円(2.5 万円)	1310 円(4.0 万円)	2,006 円(6.1 万円)

3. キャンセル料金

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただくことがあります。但し、ご契約者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

4. 事業実施地域を越える送迎料金

通常の事業実施地域を越える交通費は、実費をご負担いただきます。実施地域を越えるたびに、越える距離1km(片道)あたり20円ご負担いただきます。

5. その他

特別な食事、理美容サービス料金、教養娯楽費等は実費負担とさせていただきます。